

番 号 : 150495

国 名 : 中東地域

担当部署 : 農村開発部 第一グループ

案件名 : チュニジア・モロッコ国エビデンスに基づく乾燥地生物資源シーズ開発による新産業育成研究詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年8月上旬から2015年9月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40M/M、現地 0.93M/M、合計 1.33M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 3日 現地業務期間 28日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月15日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	モロッコ・チュニジア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

国土の大半が乾燥地や半乾燥地に属するチュニジア、モロッコでは、砂漠化の進行や水資源の慢性的不足に付随した農業生産、地力の低下といった課題に直面している。一方、これら地域の植生には、極限環境下に対抗する高い機能性を有する生物資源が存在していることが明らかになってきており、機能性食品や医薬品等の分野での製品化につながる高いポテンシャルを有している。

1990年代半ば以降、EU・地中海諸国パートナーシップ協定締結と連合協定発足により、北アフリカ地域では自由貿易が加速的に推進されてきており、一部農産物を除いては、関税・非関税障壁の撤廃が進められている。労働市場に目を向ければ、当該地域の失業率は他地域と比べても高い状態にあり、とくにチュニジア、モロッコともに若年層の高い失業率（高等教育修了者を含む）に直面している。

かかる状況下では、当該地域の有するポテンシャル（豊富な乾燥地生物資源と欧州市場、人的資源）を活かし、生物資源の機能性を探索し、選定された生物資源が有する機能性のシーズを発見するとともに加工技術を開発し、あわせて安定的栽培・生産基盤を構築することで、農産物の高付加価値化及び産業化を図ることが期待される。

本事業は、筑波大学北アフリカ研究センターを日本側代表研究機関、チュニジア国立農業高等学院、モロッコ国ハッサンII世農獣医大学を相手国側代表研究機関とする「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」案件として実施されるものである。本事業では、対象地域の食薬油糧資源の機能性解析、製品化技術開発、生態系解析、バリューチェーン分析を行い、科学的根拠に基づく北アフリカ食薬資源の高付加価値化を行い、以て新産業の育成を目指す。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト及び地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）事業の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年8月上旬）

- ① 要請内容及び背景を把握する。（関連報告書等の資料による情報の収集や分析）
- ② 現地調査で相手国関係機関及び他ドナーから収集すべき内容を検討する。
- ③ 上記②で検討した情報収集項目に基づいて、担当分野に係る詳細計画策定調査計画及び方針案を検討する。
- ④ 相手国関係機関、他ドナー等に対する質問票案（和文・英文）を作成し、JICAチュニジア事務所およびJICAモロッコ事務所を通じて、相手国関係機関等に配布する。
- ⑤ 類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥ 事前調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015年8月中旬～9月中旬）（チュニジア・モロッコ・チュニジアの順での派遣を予定）

- ① JICAチュニジア事務所、JICAモロッコ事務所等との打合せに参加する。
- ② チュニジア・モロッコ側関係機関に対し、調査の方法・手順、評価の手順、評価基準についての説明を行う。
- ③ チュニジア・モロッコ側関係機関との協議及び現地調査を実施し、議事録等を作成し、団内での情報共有を図る。

- ④ 事前にJICAチュニジア事務所、JICAモロッコ事務所を通じて相手国機関、他ドナー等に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。また、これら情報をほかの団員と共有する。
 - ア) チュニジア・モロッコの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) チュニジア・モロッコの案件関連分野における研究・開発動向
 - ウ) チュニジア・モロッコ側の事業実施体制（組織・予算・人員）
 - エ) 他ドナー・機関の援助動向
 - オ) その他、事業事前評価表（案）の作成に必要な各種情報
- ⑤ 調査団及びチュニジア・モロッコ側関係機関と協議の上、PDM（案）（英文・和文）、P0（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥ チュニジア・モロッコ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、M/M（案）（英文）、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑦ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、取りまとめる。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICAチュニジア事務所、JICAモロッコ事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2015年9月中旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 国内打合せ、帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおりであり、これを本契約の成果品とする。

- ・担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）：1部
- 上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田／羽田⇒経由地⇒チュニジア⇒経由地⇒成田／羽田を標準とします。チュニジア⇒モロッコ⇒チュニジア間の航空券はJICA事務所が手配予定ですので、見積もりに計上する必要はありません。

（2）直接人経費単価

2015年度の直接人経費単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年8月17日～9月13日を予定しています。

チュニジア：8月17日から8月22日

モロッコ：8月22日から9月5日

チュニジア：9月5日から9月13日

なお、当該コンサルタント以外の本業務にかかる調査団員の派遣期間は、8月31日から9月13日を予定しております（モロッコ：8月31日から9月5日、チュニジア：9月5日から9月

13日)。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 研究代表 (筑波大学)
- エ) 研究企画 (筑波大学)
- オ) SATREPS計画・評価 (独立行政法人科学技術振興機構 (JST))
- カ) SATREPS計画・評価 (JST)
- キ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAチュニジア事務所、JICAモロッコ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
必要に応じ、英⇄仏通訳を現地で備上します。
- オ) 現地日程のアレンジ
機構が原則的にアポイントメントを取り付けますが、実施機関・研究機関からのヒアリング内容に基づき追加的なアポイントメント取付が生じる場合、また現地での細かな日程調整が必要な場合には、コンサルタント自身がアポイントメントを取り付けることも想定されます。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・2015年度「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)」新規採択案件の決定について
<http://www.jica.go.jp/press/2015/20150513.html>
- ・本件に先立ちチュニジア国で実施された「乾燥地生物資源の機能解析と有効利用 (SATREPS)」に関する各種資料
<http://www.jica.go.jp/oda/project/0900908/index.html>

② 本業務に関する以下の資料を、JICA農村開発部農業・農村開発第1グループ第2チーム (TEL:03-5226-8442) にて配布します。

チュニジア国「乾燥地生物資源の機能解析と有効利用」終了時評価報告書 (案)

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口また

はJICA担当者に速やかに相談するものとする。

③ 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAチュニジア／モロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以 上